

広島県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和七年五月十五日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

倉橋大向釣士田港線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
呉市倉橋町字柳六八八番一八地先から 呉市倉橋町字柳六八八番一八地先まで	旧	六・五〇〃九 ・二〇	一二・九〇		
	新	八・六〇〃一 二・二〇	一二・九〇	拡張	